

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

| | | |
|---------------|---|------------|
| No | 2 | 府省庁名 経済産業省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 見直し項目名 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う工業再配置等業務・産炭地域経過業務に係る非課税措置の廃止 | |
| 見直し内容 (概要) | <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構の工業再配置等業務・産炭地域経過業務においては、現在、以下のような非課税措置（国税）が講じられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人税…当該業務における産業用地の販売業・貸付業は収益事業とはならず、政策行為として非課税 ○印紙税…当該業務に係る契約書作成に伴う印紙税が政策行為として非課税 ○登録免許税…①中小機構が当該業務に係る用地を取得するに伴い、所有権移転の登記を受けるが、その際に課税される登録免許税が非課税 <li style="padding-left: 2em;">②産業用地を企業に割賦販売するに伴い、抵当権を設定するが、その際に課税される登録免許税が、販売相手が中小企業者の場合は非課税。 <p>上記、工業再配置等業務・産炭地域経過業務に係る非課税措置の中でも法人税の非課税措置廃止が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する（法人税の非課税措置廃止が認められた場合、国税との自動連動を図る）。</p> | |
| 関係条文 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 </div> | |
| 増収見込額 | [平年度] — 百万円 [改正増減収額] — (単位：百万円) | |
| 廃止又は縮減の理由 | 中小機構の工業再配置等業務・産炭地域経過業務については、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（工配業務：附則第2条第1項、産炭業務：附則第5条第1項）により、業務期限が平成26年3月31日と定められており、業務終了後は当該業務に係る非課税措置を継続していく事由も存在しなくなることから、平成25年度をもって当該業務に係る非課税措置を廃止としたい。 | |
| ページ | | — |